

消費者庁創設に係る F A Q

(1) 消費生活センターの公示関係		
①	(質問) 消費生活センターの公示（消費者安全法第10条第3項）の方法については、広報誌やホームページへの掲載で足りるのか。	(回答) 国として特定の方法を義務付けるものではなく、公示の方法については自治体において内規等で定められているものに従って頂ければよい。
②	公示にあたっては、「消費生活センター」という名称に統一しなければならないのか。	法律上「消費生活センター」という名称に統一することを義務付けておらず、既存の名称について変更を求めるものではない。
③	公示について、期限はあるのか。	法律上は「遅滞なく」と定めているところであり、消費者安全法の施行される9月1日後遅滞なく公示していただきたい。 また、消費者庁創設後に、活性化基金などを活用して新たに設置していただいた場合にも遅滞なく公示をしていただきたい。
④	既に公示を行っている場合であって、名称や開設時間等に変更が無い場合においても、改めて公示しなければならないのか。	消費者安全法が施行されてはじめて消費生活センターが法律上の位置づけを得ることになるため、既にセンターを設置しており、かつ公示を行っている場合であっても、消費者安全法の施行後に遅滞なく一定の事項公示して頂く必要がある。
⑤	消費生活センターの公示は義務規定か。	消費者安全法第10条第1項又は第2項の要件を満たしている消費生活センターであれば公示は義務である。
⑥	消費生活センターの設置自体が努力義務である市町村も消費生活センターの公示義務は課せられているのか。	公示については、設置したら義務が生じるので、市町村においても消費生活センターが設置されれば公示の義務が生じる。
⑦	消費生活センターの公示義務は、消費生活センター設置の阻害要因と考えるが、センター設置によるメリット措置はあるのか。	消費者安全法にも国による地方の支援は明記しているところ（消費者安全法第9条）。また、消費生活センターを設置する市町村は、消費者安全法に基づく立入調査等の権限を行使することができるようになる。
(2) 消費生活センターの設置基準関係		
①	消費者安全法第10条第1項第1号・第2項第1号の「専門的知識及び経験を有する者」の判断権限は自治体にあるのか。	基本的には自治体が判断すべきもの。
②	新たに消費生活相談員を採用する際は、「専門的知	消費生活センターは、「消費生活相談について専門的な知識及び経験を有す

	識及び経験を有する者」を雇い入れなければならないのか。	る者」のみで構成されていなければならない訳ではない。
③	消費生活センターの基準として、消費生活相談等の「事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているもの」とあるが（消費者安全法第10条第1項第2号・第2項第2号）、これはPIO-NETに限られるのか。	PIO-NETには限られず、事務が効率的に実施できる設備であれば構わない。ただし、将来的にはPIO-NETに接続された環境を整えていただくことを想定している。
（３）立入検査（法定受託事務）関係		
①	法定受託事務としての消費者安全法に基づく立入調査としては、どのような内容・頻度を想定しているのか（消費者安全法第23条第2項・第24条）。	すき間事案についての事故品の写真撮影や事業者への質問などを想定しているが、必ずしも自治体に多数の案件をお願いすることは想定していない。
②	食品衛生法に基づく収去は無償で行えるが、消費者安全法に基づく集取は時価によってその対価を支払うこととなっている（消費者安全法第22条第1項ただし書）。これらの関係はどう考えるべきか。	収去・集取が有償か無償かについては、どの法律に基づき物品を収去・収集したかによって決まるもの。
③	消費者安全法第22条の立入調査等について、消費生活センターを設置する市が積極的に権限を行使することも可能なのか。	自治体による積極的な権限利用も不可能ではない。消費者安全法に基づく自治体による立入調査等の権限行使については、法定受託事務なので、個別事案ごとに緊密な連携を図った上で実施していく必要があると考えている。
（４）情報の通知関係		
①	消費者安全法に基づく情報の通知義務が発生するのは、実際に地方公共団体の長が消費者事故等の情報を得たときか。首長に情報があがるまで通知義務は負わないと考えてよいか（消費者安全法第12条第1項・第2項）。	地方公共団体の職員が、業務を遂行する上で消費者事故等の発生した旨の情報を得たときは、実際に地方公共団体の長がその情報を知り得ていなくとも通知して頂く必要がある。
②	消費者安全法上は「重大事故等（又は消費者事故等）が発生した旨の情報を得た場合」に情報を通知しなければならないとされているが、通常は情報の真否について事実確認が必要になる。この場合に迅	情報については相当の真実性があるかどうかを判断していただいて、蓋然性があるという心証を得たら通知していただくこととなろうが、確証が得られるまで通知をしないという運用よりは、できるだけ迅速に情報共有を図っていただくという対応をとって頂くのが立法趣旨には合致しているものとする。

	速性と情報の精度という、相反するものについて、基本的な考え方は迅速性を優先させるということによいのか。	
③	「消費者事故等」に関する通知について、個別の不具合かどうかの判断がつかない場合においても通知する必要があるのか（消費者安全法第12条第2項）。	単品不良の場合には被害拡大のおそれが無いと考えられる場合が多いので、その場合通知義務は無い。ただし、迷った場合には前もって幅広く通知いただき、また相談いただきたい。
④	市町村から県の消費生活センターに相談があった場合には、県に通知義務が生じるのか。	消費者安全法第12条第3項第2号では、情報の法律上の通知義務者から情報を得た者には通知義務を課していないので、この場合、都道府県は通知義務を負うものではないが、運用として適確に情報通知がなされるのであれば、都道府県から通知してもらうことは妨げない。
⑤	公立学校、公立公園、公立文化施設、あるいは行政施設や公営住宅などで事故が起きた際には当該自治体に情報の通知義務が発生するのか。	行政施設で発生した事故であっても、当該事故に関する情報を得た場合には情報の通知対象となる。
⑥	重大消費者事故等が発生した場合、通常、警察や消防部局が対応し情報を通知することになるので、消費生活部局より連絡する必要はないのではないか。	消費者安全法はどの部局から情報を通知しなければならないとは定めていないので、重大事故等が発生した場合、警察・消防部局より通知があれば消費者安全法上は自治体としての通知義務を履行したことになる。ただし、実際には被害の拡大防止のため、内閣府令に定められることとなる重大事故等の概要等について、消費生活センターに照会をかけ情報提供いただく等の対応をお願いすることになるので、それを踏まえて対応いただきたい。
⑦	PIO-NET が配備されていない消費生活センターや関係行政部局からの情報通知のため、統一的なフォーマットを作成する予定はあるのか。	フォーマットの案は本日示させて頂いたところ。ただし、通知事項が網羅されていれば通知様式は基本的に自由である。
⑧	消費者庁内の複数の課室にまたがる事案について、関係課室全てに通知する必要があるのか。	消費者庁内の情報の共有体制は整備するので、必ず全ての課室に通知頂く必要はない。
⑨	介護施設側が注意を怠って誤飲事故が発生した場合も、介護施設は生活の場を提供するというサービスを行っているという点では「消費者事故等」に該	介護サービスという役務の利用に伴う事故であるから、消費者事故等に該当し得る。

	当するのか。	
⑩	消費者安全法第12条第3項によれば、消費者安全法以外の規定等に基づき他の行政機関の長等に対して情報の通知・報告がなされる場合には消費者安全法上の通知義務を免れることとなっているが、どのような場合がそれにあてはまるのか、情報の通知経路に関する整理を早急に示して頂きたい。	まだ案の段階ではあるが、本日配布したものを参考にして頂きたい。
⑪	消費者安全法第2条第5項の「施設」には学校や福祉施設も含まれると考えるが、現状において事故情報の通知制度はない。文科省や厚労省に対して、そのような情報については消費者庁ではなく、当該各省に対して通知するよう当該各省から依頼を出すことを想定しているのか。	特に情報共有の必要性が高いと思われる分野について洗い出しを行い、本日案を配布したところ。文科省や厚労省とも連名で通知や通達を出すことについては、相談を進めているところ。
⑫	消費者安全法に基づき、地方公共団体（消費生活センター）には死亡・重篤事故について消費者庁への即時通知義務が課されるが、これまで国民生活センターに対して行ってきた死亡・重篤事故に係る危害情報の早期登録（3日以内のP I O-N E T登録又はF A X送付）は重複するので不要ではないか。	消費者庁への即時通知義務の対象となる重大事故情報については、消費者庁と国民生活センターで共有できるため、国民生活センターに改めて連絡していただく必要はない。ただし、P I O-N E Tが刷新された後の扱いについては改めて御相談させていただきたい。 なお、重大事故以外の事故情報については、従来どおりP I O-N E Tを活用した登録をお願いしているが、その際、危害情報についてはなるべく早期の登録にご協力いただきたい。
（５）条例と消費者安全法の関係		
①	条例において、「他の法律に基づく定めがある場合を除く」とは限定がついているものの、不当な勧誘等が行われた場合の知事による立入検査や公表の規定を持っているが、消費者安全法が優先すると、条例に基づく立入検査などができなくなってしまうのではないか。	最終的には条例の解釈になるが、消費者安全法は消費者安全の確保のための最低限の内容を定めたものにすぎず、全ての条例に優先するわけではなく、消費者安全法上の「消費者事故等」に該当しないからといって自治体の注意喚起情報の発信を妨げる趣旨ではない。
（６）３６５日２４時間対応（ナビダイヤル等）関係		

①	消費者庁は24時間365日体制で消費者情報に対応するが、各自治体でも同様の対応を迫られることになるのか。	消費者庁は24時間・365日体制で警察や消防とタイアップするが、自治体の消費者部局に同様の体制を要請することは考えていない。
②	保健所では24時間365日体制で食中毒情報に対応している。消費者庁にナビダイヤルが導入され、何でも相談できる窓口であると報道されており、地域住民が食中毒に関する重大な情報を、ナビダイヤルにかけてくる可能性があるが、休日や時間外であれば案内がアナウンスされて終わってしまう恐れがある。住民の混乱を防ぐため、窓口が適切に周知されるよう注意が必要ではないか。	ナビダイヤルは、国民の間で消費生活センターの認知度が決して高くはないことから、入口として設置する。本来保健所や消防に通報されるべき情報がナビダイヤルにまわってこないよう、その性格について注意して広報を行いたい。
(7) 自治体における連携方策・窓口関係		
①	都道府県レベルでも部局をこえて連絡体制がとれるよう、食品表示連絡協議会のようなものが必要と考えるが、国として何らかの措置を検討しているのか。	自治事務ということもあり、消費者庁と対になる組織をつくるようにとは要請できない。なお、昨年より国レベルでは情報総括官会議を開催しており、関係省庁間の連携の枠組みは作ってあるところ。消費者庁発足後にある程度の実績が備わった段階で地方においても同様の枠組みを作ることを例示として示すことは検討していく。
②	消費者行政の司令塔になるような部署を都道府県においても作る必要があると考えるが、然るべきタイミングで窓口を決めるよう照会があるのか。また、今後の消費者庁とのやりとりでの連絡先としてどこを部局を考えているのか。	基本的には、今般の説明会の案内を連絡させて頂いた消費者行政担当部局を最初の窓口としては考えている。
(8) その他		
①	都道府県や市町村からの情報について、集約がなされた後に各自治体へのフィードバックはなされるのか。	消費者庁において注意喚起情報を公表する際には、消費者安全法第15条でも都道府県及び市町村に提供することとされているため、情報の流れは一方だけではなく、また、他のルートから入ってきた情報もお示しすることになる。また、集約・分析の取りまとめ結果についても、消費者安全法第13条第2項に基づき関係地方公共団体に提供される。

		また、事故情報データベースに登録された情報は閲覧することができる。 なお、事故情報データベースに参画いただければ、その都度入ってくる情報は共有されることになる。
②	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティー法）は消費者庁も共管となるのか。	共管となる。